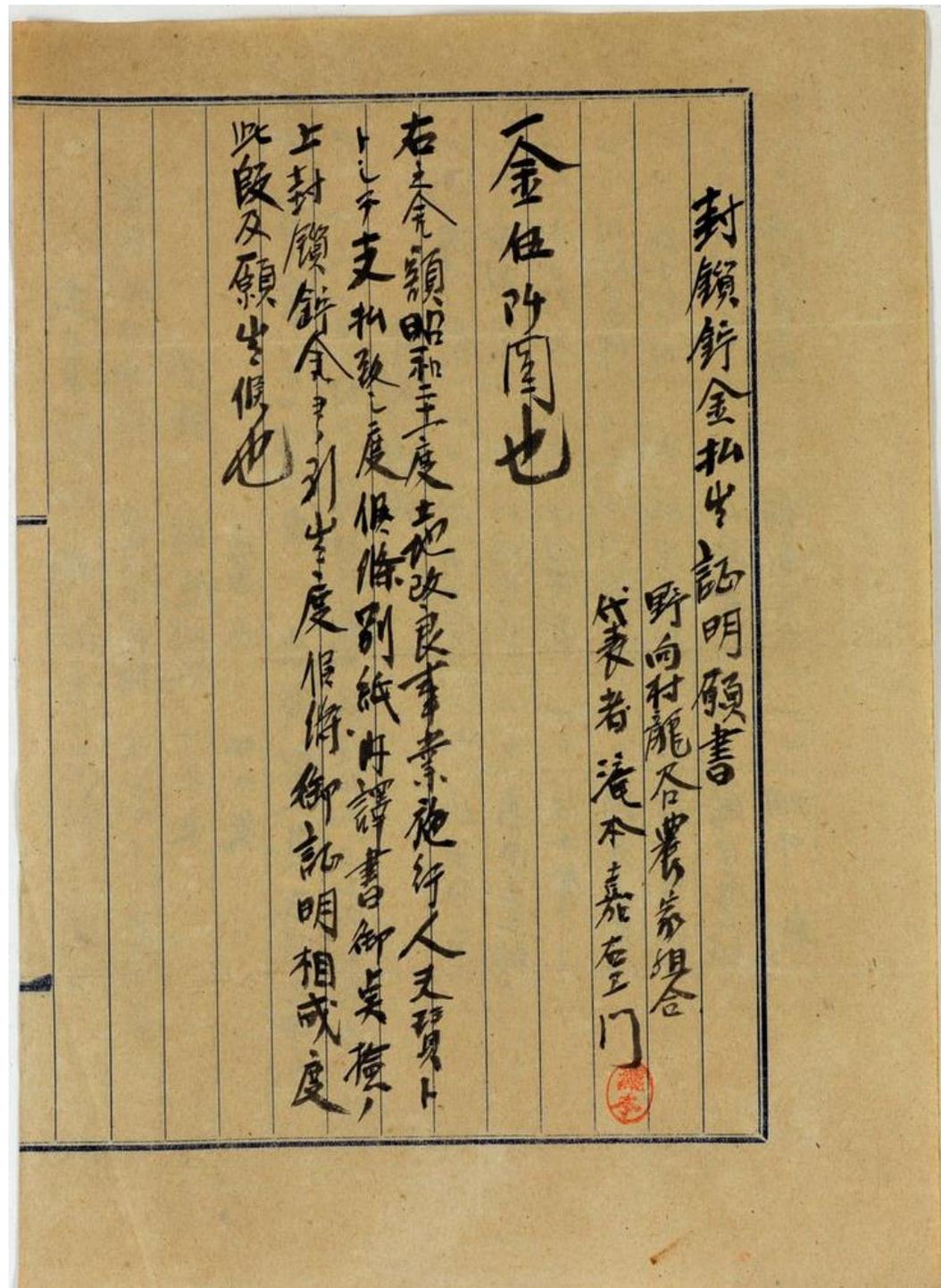


封鎖預金の払い出し



1946年（昭和21）「封鎖貯金払出証明願書」
滝本嘉博家文書（当館蔵）[デジタルアーカイブへ](#)

解説

敗戦後、極端な物不足の下で、通貨が増発されたために猛烈なインフレが進行しました。さらに戦時中に預金を強制されていた国民が一斉に引き出そうとしたので、日銀は資金不足に陥った民間銀行に対する貸出しを行わざるを得ず、その後も通貨の増発が続き、日銀券発行高は、敗戦後の半年間（265億円（1945年9月）→618億円（1946年2月）と倍増しました。

1946年（昭和21）年2月、政府は金融緊急措置令を抜き打ち的に発して、インフレ収束のために非常手段をとりました。すなわち、①預金の封鎖、②流通中の日銀券（旧円）は3月2日限りで失効させる、③預金の月ごと引き出し額を制限する（世帯主300円、家族一人につき100円までを新円で払い戻し）、という手段で、通貨流通量を一挙に収縮させようとした。

結果、日銀券の発行高は3月には152億円まで激減しました。しかし、その後、積極財政に転じたこともあり、日銀券発行高と物価は再び急上昇することになります。

福井とのかかわり

金融緊急措置令により、旧円が使えなくなる最後の日（1946年（昭和21）3月2日）の市内の状況を、翌日の『福井新聞』は次のように伝えています。

「旧円最後の日には市内のどの商店も人波であふれるばかり、両のポケットを紙幣束でふくらませて買い物に焦ってゐる。まるで汚物でも持ってゐるやう闇市へ景気よく捨ててゐるのだ。抜け目なく新円買ひも行はれ小額紙幣の掻き集めに走り廻り、各金融機関では預金者の列が蜿蜒と続き、この日はまさに旧円最後の狂焦曲を奏でた。（中略）あのお化作物価は、少しは退散の気配を見せるであらうが、ともかくも新円出現によつて経済建設は我々の手で行わなければならない」

資料の注目ポイント

資料は金融緊急措置令により封鎖された口座から預金を引き出すための書類です。農業組合の代表者として、土地改良事業の人夫代金の支払いを目的に5千円の払い出しを要求しています。（引き出し額の制限は、規制緩和されていき1947年（昭和22）の5月1日に撤廃されています）

関連資料

名称	概要	備考
「封鎖貯金払出証明願書」	滝本嘉博家文書（当館蔵） J0127-00013	デジタルアーカイブ福井で閲覧可能。 https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-461973-1-p1

参考文献

- ・『国史大辞典』 吉川弘文館
- ・『福井県史』 通史編5 近現代二 第三章 占領と戦後改革 第一節 占領と県民生活 二 占領下の県民生活
- ・『福井市史』 通史編3 近現代 第五章 戦災・震災と戦後改革 第一節 占領下の市民生活
- ・『日本史（A B 共通） 教授資料 研究編』 山川出版社